

東日本大震災に係る個人事業税の減免制度に関する Q & A

【Q. 1】 減免の対象になる個人事業税は、何年度のものですか。

【A. 1】 減免の対象となるのは、平成 22 年の事業所得に対して平成 23 年度以降に賦課される個人事業税です。

【Q. 2】 個人事業税が減免となるのはどのような場合ですか。また、どのくらい減額になりますか。

【A. 2】 減免となる要件及び減免額は以下の表のとおりです。複数該当する場合は、減免額のうちより大きいもので減免します。

減免の対象となる要件	減免額								
事業用資産の一部または全部について、災害により損害を受けた場合	<p>次の算式により計算した金額が減免となります。</p> $\text{減免額} = \{(\text{損害額}) - (\text{課税標準額}) \times 1/10\} \times \text{税率}$ <p>※ 損害の額が課税標準額（注 1）の 10 分の 1 以下の場合、減免されません。</p>								
平成 22 年の事業所得が 1,000 万円以下であり、災害により事業用資産にその価額の 2 分の 1 以上の損害を受けた場合	<p>平成 22 年の事業所得の金額に基づき、下記の区分に応じた割合で減免となります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #e0f7fa;">平成 22 年の事業所得額</th> <th style="background-color: #e0f7fa;">減免の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500 万円以下</td> <td>税額の 100%</td> </tr> <tr> <td>500 万円超 750 万円以下</td> <td>税額の 50%</td> </tr> <tr> <td>750 万円超 1,000 万円以下</td> <td>税額の 25%</td> </tr> </tbody> </table>	平成 22 年の事業所得額	減免の割合	500 万円以下	税額の 100%	500 万円超 750 万円以下	税額の 50%	750 万円超 1,000 万円以下	税額の 25%
平成 22 年の事業所得額	減免の割合								
500 万円以下	税額の 100%								
500 万円超 750 万円以下	税額の 50%								
750 万円超 1,000 万円以下	税額の 25%								
平成 22 年の合計所得金額（注 2）が 500 万円以下で、かつ、災害により自己の所有する住宅または家財について、その価額の 2 分の 1 以上の金額に相当する損害を受けた場合	<p>税額全額が減免となります。</p>								

（注 1） 「課税標準額」は、前年分の課税所得から事業主控除等各種控除を差し引き、1,000 円未満を切り捨てた額です。納税通知書に記載されていますのでご確認ください。

（注 2） この場合の「合計所得金額」とは、総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、分離課税される所得金額の合計をいいます。

【Q. 3】「事業用資産」とは、どのような範囲のものですか。

【A. 3】ここでいう「事業用資産」とは、事業の用に供している建物（付属設備を含む。）、構築物、船舶、車両、機械、器具、備品、運搬具、工具等の有形固定資産及び商品、原材料、製品、半製品、仕掛品、貯蔵品、消耗品、副産物等のたな卸資産をいいます。

なお、土地及び無形固定資産等は含みません。

【Q. 4-1】「住宅」とは、どのような範囲のものですか。

【Q. 4-2】賃貸住宅に住んでいますが、「住宅」に被害を受けた場合に含まれますか。

【A. 4-1】ここでいう「住宅」とは、自己または自己と生計を一にする配偶者及び扶養親族が常時起居する住宅をいいます。

したがって、主として趣味、娯楽、保養または鑑賞の目的で所有する不動産（別荘等）や、業務の用に供する不動産（貸家等）は含みません。なお、必ずしも自己の生活の本拠であることは要しません。また、当該住宅に付属する倉庫、物置等の付属建物も含みます。ブロック塀等の構築物については、「住宅」には含みませんが、「家財」の一部に含まれます。

【A. 4-2】ここでいう「住宅」は、自己（所得税確定申告で配偶者控除の対象となる配偶者、扶養控除の対象となる扶養親族を含む）の所有するものに限り、ます。したがって、賃貸住宅にお住まいの場合は該当しません。ただし、賃貸住宅にお住まいの場合は、「家財」の被害により、減免の対象となる場合があります。

【Q. 5-1】「家財」とは、どのような範囲のものですか。車両は含みますか。

【Q. 5-2】「家財」に車両は含みますか。

【A. 5-1】ここでいう「家財」とは、自己または自己と生計を一にする配偶者及び扶養親族の日常生活に通常必要な家具、什器、衣服、書籍その他の家庭用動産をいいます。日常生活に通常必要な程度を超える書画、骨とう、娯楽品等は含まれません。

【A. 5-2】通勤等に使用する自家用車等、一般的に、生活に通常必要な資産に該当する車両は、「家財」に含まれますが、専ら趣味娯楽のために所有する車両は、「家財」に含まれません。

【Q. 6】事業用資産や住宅、家財に対する損害の額はどのように算定するのですか。

【A. 6】損害額の算定は、被災直前の価額と被災後の価額とを比較して行います。また、被害を受けた資産の復旧にかかった費用等も損害額に加えます。ただし、保険金等で損害額が補てんされている場合には、その金額を損害額から差し引きます。

具体的には、以下の算式によって算出します。

$$\boxed{\text{損害額}} = \boxed{\text{被災直前の価額}} - \boxed{\text{被災後の価額}} + \boxed{\text{復旧費等の額}} - \boxed{\text{保険金等で補てんされる金額}}$$

【Q. 7】損害額を算定する際の「価額」は、何を基準に判断するのですか。

【A. 7】損害額を算定する際の「価額」とは、帳簿価額または時価によります。なお、建物については、原則として固定資産課税台帳に登録されている価格によります。

【Q. 8-1】事業用資産の被災当時の価額はどのように算定するのですか。

【Q. 8-2】在庫商品についても事業用資産の損害に含めることができますか。

【A. 8-1】原則として、固定資産の損害額については、市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格に準じ、それ以外の事業用資産については、減価償却明細一覧表における事業用資産の未償却残高の合計により算定するものとします。（1月から3月までの減価償却分を期末帳簿価額から差し引きます。）

【A. 8-2】商品等が損害を受けた場合も、損害額に含みます。この場合の損害額は、売値ではなく仕入れ値によります。

【Q. 9】住宅の被災直前の価額はどのように算定するのですか。

【A. 9】損害を受けた住宅について市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格を被災直前の価額とします。

【Q. 10】家財の被災直前の価額はどのように算定するのですか。

【A. 10】原則として家財の時価を積算して価額を求めます。時価の算定については、取得価額から減価償却費を差し引く方法によります。

なお、時価の算定が困難な場合は、所得税における合理的な計算例にならない、「家族構成別家財評価額」により算定することもできます。

〈家族構成別家財評価額〉

世帯主の年齢	夫婦	独身	加算
29歳まで	500万円	300万円	大人（18歳以上）1名につき130万円を、子供（18歳未満）1名につき80万円を加算します。
30歳から39歳	800万円		
40歳から49歳	1,100万円		
50歳以上	1,150万円		

（例）夫40歳（世帯主，個人事業主），妻35歳，子供12歳の世帯で震災により住宅が半壊し，家財にも相当の損害を受けた場合

家財評価額：1,100万円+80万円=1,180万円

【Q. 11】建物の損害について，り災証明書によって損害額を算定することはできますか。

【A. 11】り災証明書の発行されている建物については，被害程度の判定に応じて次のとおりの割合で損害を受けたものとみなし，損害額を算定します。

被害程度の判定	損害割合
全壊	価額の100%
大規模半壊	価額の80%
半壊	価額の50%
一部損壊	価額の20%

なお，損害額の算定に用いる「り災証明書」は，宮城県内の市町村長が発行したもので，被害程度の判定が記載されたものに限ります。市町村長以外のものが発行したものや，被害程度の判定が記載されていないもの（いわゆる「被災証明書」や「被災届出証明書」等）は，損害額の算定に用いることはできません。

また，建物の敷地内に流入した土砂やがれき等を除去するために費用を支出した場合は，「復旧費等」として，損害額に加算します。

【Q. 12-1】建物以外の事業用資産の損害額はどのように算定するのですか。

【Q. 12-2】建物が被災した場合でもり災証明書がない場合は，損害額をどのように算定するのですか。

【A. 12-1, 2】建物以外の事業用資産やり災証明書の発行されていない建物の損害額は，原則として，申請者ご本人の申告に基づき算定します。参考資料として，会計帳簿や修繕工事・解体撤去工事等の見積書，領収書，税務署での雑損控除や更正の請求等の資料をご用意ください。

なお，損害を受けた後，修理・修繕して原状復帰したものについては，修理・修繕に要

した費用を復旧費として計上します。

(例) 事業用の機械(被災当時の価額は 30 万円)が損害を受け故障したので 35 万円かけて修理して原状復帰した場合。(保険は入っていなかった)

被災直前の価額 : 30 万円, 被災後の価額 : 30 万円(原状復帰したので被災直前の価額と同額とする), 復旧費 : 35 万円, 保険金等 : 0 円

→ 損害額 = 30 万円 - 30 万円 + 35 万円 - 0 円 = 35 万円

【Q. 13】 損害額の算定に加えることのできる「復旧費等」とはどのような費用のことですか。

【A. 13】 ここでいう「復旧費等」とは、被災した資産の維持・復旧のためにやむを得ず支出した費用をいいます。たとえば、以下のような費用が含まれます。

- (イ) 被災した資産を取り壊したり、除去するための費用
- (ロ) 災害により生じた土砂その他の障害物を除去するための費用
- (ハ) 被災した資産の原状回復のための修繕にかかる費用
- (ニ) 被災した資産の損壊または価値の減少を防止するための費用
- (ホ) 災害により資産に対して現に被害が生じ、またはまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合において、当該資産にかかる被害の拡大または発生を防止するため緊急に必要な措置を講ずるための費用

【Q. 14】 「保険金等」とは具体的にどのようなものが含まれますか。たとえば、生活再建支援金、災害義援金、災害弔慰金などは含まれるのでしょうか。

【A. 14】 損害額の算定にあたり、保険金等により補填される金額がある場合には、その金額を差し引きますが、具体的には次のような保険金や損害賠償金などが該当します。

- (イ) 損害保険契約または火災保険契約に基づき被災者が支払いを受ける保険金、共済金、見舞金
- (ロ) 資産の損害の補填を目的とする任意の互助組織から支払いを受ける災害見舞金
- (ハ) 資産の損失により支払いを受ける損害賠償金

なお、生活再建支援金や災害義援金、災害弔慰金等はここでいう「保険金等」には含まれません。

【Q. 15】 個人事業税の減免申請は、どこで行うのでしょうか。

【A. 15】 申請者の事業所所在地を管轄する県税事務所に申請してください。

申請手続きまたはお問い合わせ窓口		管轄区域
大河原県税事務所 課税第1班	TEL (0224) 53-3130	白石市, 角田市, 刈田郡, 柴田郡, 伊具郡
仙台南県税事務所 課税第2班	TEL (022) 248-2962	仙台市(太白区), 名取市, 岩沼市, 亶理郡
仙台中央県税事務所 課税第1班	TEL (022) 715-0621	仙台市(若林区, 青葉区及び宮城野区の一部)
仙台北県税事務所 課税第2班	TEL (022) 275-9119	仙台市(泉区, 仙台中央分を除く青葉区及び宮城野区), 黒川郡
塩釜県税事務所 課税第2班	TEL (022) 365-4192	塩釜市, 多賀城市, 宮城郡
北部県税事務所 課税第2班	TEL (0229) 91-0703	大崎市, 栗原市, 加美郡, 遠田郡
東部県税事務所 課税第1班	TEL (0225) 95-1446	石巻市, 東松島市, 登米市, 牡鹿郡
気仙沼県税事務所 課税第班	TEL (0226) 24-2530	気仙沼市, 本吉郡

【Q. 16】 申請期限はいつまでですか。

【A. 16】 減免申請は、当面の間、受け付けします。

宮城県減免条例では、申請期限を「災害のやんだ日から60日以内」と定めていますが、地域により「災害のやんだ日」が異なることや、申請件数が多数となることが予想されることなどから、減免申請は、当面の間受け付けします。

また、所得税の確定申告に関し、雑損控除や更正の請求をされる場合には、税務署での手続きが済んでから減免申請をしていただくと効率的です。

なお、申請が納期限を過ぎる場合には、いったん納期限までに納付していただくようお願いいたします。減免決定後、還付いたします。

【Q. 17】 減免申請をしようと思っておりますが、納期限が過ぎてしまいそうです。納付せずにいてもよいのですか。

【A. 17】 申請が納期限を過ぎる場合には、いったん納付していただくようお願いいたします。減免決定後、還付いたします。

なお、減免決定前にいったん納付していただくことが困難な場合は、各県税事務所までご相談ください。

【Q. 18】申請手続きに必要な書類は何ですか。

【A. 18】申請される場合には、下記の書類をご用意ください。やむを得ず用意できないものがある場合には、各県税事務所にご相談ください。

提出書類		事業用資産の被災	住宅・家財の被災
個人事業税減免申請書 (各県税事務所窓口にて備え付けてあります)		○	○
添付書類	り災証明書	○	○
	事業所得の確認できる書類 (確定申告書, 青色決算書等)	○	○
	事業用資産の被災当時の価格が確認できる書類 (市町村の発行する固定資産価格証明書, 固定資産税の納税通知書, 減価償却一覧表等)	○	
	住宅・家財の被災当時の価格が確認できる書類 (市町村の発行する固定資産価格証明書, 固定資産税の納税通知書等)		○
	復旧等のために支出した費用の額のわかる書類 (領収書, 見積書等)	△	△
	保険金等の支払いを受けた金額のわかる書類	△	△
	その他県税事務所から求められる書類	△	△

○ 必ず提出するもの（用意できない場合は、各県税事務所までご相談ください）

△ 必要に応じて提出するもの（復旧費等の支出や保険金の受領がない場合は必要ありません）

【Q. 19】減免申請をしましたが、その後はどうなるのですか。

【A. 19】申請を受付した県税事務所にて内容を審査し、後日決定通知が郵送されます。審査には通常1ヶ月から2ヶ月程度の期間がかかります。減免決定前にいったん納付された方には、決定通知発行後から概ね1ヶ月後程度で減免になった個人事業税を銀行振込みにより還付いたします。また、還付日にあわせて還付通知が郵送されます。

なお、審査および還付手続きに通常以上の時間を要する場合があります。申請された方々には大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をいただけますようお願いいたします。